

北海道の明日とともに



その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.
2018年は北海道命名150年

北洋銀行 ほっくー基金

北海道生物多様性保全助成制度

平成 30 年度助成公募要領

(ほっくーコース)

はじめに

私たちが暮らす北海道は、広大な山々や湿原、湖沼などが織りなす美しい大地とそこに生きる多種多様な野生生物など、豊かな自然環境に恵まれており、その恩恵は、現在と将来の世代が共有し、未来に引き継がれていかなければなりません。しかし、人間活動や過度な開発、外来生物の侵入や地球温暖化の進行などが生態系に大きな影響を及ぼし、多くの野生生物が絶滅の危機に瀕するなど、生物多様性を脅かしています。

北海道内では、市民団体や行政、研究機関、事業者などが、希少種の保護や生息環境の整備など生物多様性の保全に取り組んでいますが、活動に対する支援は十分とは言えません。

そのような背景を踏まえ、北洋銀行では、平成 22 年度から CSR 活動の一環として「ほっく一基金」を設立し、北海道の希少種保護を中心とした生物多様性保全に取り組む動物園や活動団体に寄付を行ってきました。平成 28 年度までの贈呈は、42 件 4,580 万円となります。

この度、「ほっく一基金」は、より広く活動団体のみなさまに資金をご活用いただくために、これまでの寄付制度から公募・助成制度へと変わりました。草の根的な団体から広い地域での活動まで、支援を受ける機会が増えることとなります。ぜひ、本募集要領をご一読いただき積極的なお申し込みをお待ちしております。

当行は、今年度創立 100 周年を迎えました。今後も環境に配慮した商品や金融サービスの提供を通じて、環境保全に取り組むお客さまを支援するとともに、CSR を経営の重点課題と位置づけ、「地域社会への貢献」に引き続き取り組んでまいります。

平成 29 年 11 月 9 日

北洋銀行

※ なお、「ほっく一基金北海道生物多様性保全助成制度」は北洋銀行と北海道生物多様性保全活動連携支援センターが連携して運営します。ご照会等につきましては、文中の問い合わせ先をお願いいたします。

1 本要領について

ほっくー基金北海道生物多様性保全助成制度は、2つある助成コースのうち「ほっくーコース」の公募要領をまとめたものです。助成上限 10 万円の「トムコース」は、別に公募要領を用意しておりますので、お間違えのないようご確認の上、ご応募ください。

2 助成対象活動

ほっくー基金北海道生物多様性保全助成制度は、北海道内における下記の実践的な活動の支援を対象としています。

- ア. 絶滅のおそれのある希少野生動植物の保護対策等に資する活動
- イ. 生物の生息環境の保全再生のための取組、特定外来生物等の防除のための取組など、地域における生物多様性の保全に資する活動
- ウ. 生物多様性に係る活動団体のネットワークによる広域的な取組や生物多様性の意味の周知や理解の促進など、保全対策の普及拡大に資する活動
- エ. 生物多様性がもたらす生態系サービスを次世代にわたって享受するための活動
- オ. 助成対象年度内に行う時機を捉えた、またはモデル性、先進性を有する生物多様性保全に資する活動

なお、以下の事項に当てはまる場合は、助成対象となりません。

- ① 営利につながる活動
- ② 政治的・宗教的な活動
- ③ 法令違反等をしたことのある団体
- ④ 暴力団等の反社会的団体に所属または関与している団体
- ⑤ 委託部分が多く申込団体が主たる実施団体と認められない活動
- ⑥ 団体内の役職員など、特定の個人や事業者の利益とみなされる活動

3 助成対象団体申込資格

(1) 申込できる団体

- ・ 特定非営利活動法人
- ・ 公益法人（一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人）
- ・ 協議会や複数団体の連携による協働団体
- ・ その他の任意団体（主たる事務所・定款（or 規約）・役員名簿を有する団体）
- ・ 大学・高等専門学校・高等学校・中学校・小学校における部活動等の活動で、学生・生徒・児童が主体的に活動を企画・実施する活動（本業である研究・授業等教育カリキュラムは対象外）

(2) 申込団体が満たすべき要件

- ① 北海道内に主たる拠点を持ち、活動期間開始日（4月1日）基準で活動歴 1 年以上の非営利団体であること
- ② 電子メールでの電子ファイル等のやり取りが可能で、かつワード及びエクセルによる文書作成・表計算による資料作成が可能なこと
- ③ 本助成制度事務局からの指示事項に対し、誠実な対応が可能なこと

※ また、助成申込にあたっては、当該団体内で組織的な決定がなされていることが条件です。申込者名は、当該団体の代表者からの申込となります（協働団体の場合はいずれかの団体の代表者）。

4 助成総額、助成団体数、助成上限額（一団体あたり）

「トムコース」と合算し、助成総額（700万円）の範囲内での採択とします。採択団体数については特に定めません。また、一団体につき、助成上限額を100万円とします。

5 助成対象の期間

平成30年4月1日（日）～平成31年3月31日（日）

6 選定方法

（1）選定プロセス

採択団体の選定は、北洋銀行以外の外部有識者と北洋銀行役職員により組織されるほっく一基金選定協議会での審査による総合的な判断により決定いたします。

（2）選定基準

ほっく一基金選定協議会では以下の選定基準に基づき、総合的に判断をして決定いたします。別記第1号様式記載にあたっては、下記の選考基準を十分意識して作成してください。

① ほっく一基金助成制度で支援する内容か（テーマとの整合性）

「1 助成対象活動」に合致した内容かを審査します。

② 北海道らしい活動か

北海道の自然環境、地域特有の生態系等を重視した活動かを審査します。

③ 活動はわかりやすく、手法は的確か（波及性、共感性、的確性）

本助成制度は、活動を重視しています。申込された活動内容が的確で、共感を呼ぶものであり、ほかの活動への波及効果が期待できるかを審査します。

④ 団体の規模にあった申込内容・金額か（資金効率化）

団体の規模に比較して、申込内容が過大・過小ではないか、金額は妥当な額かを審査します。

⑤ 一過性の活動ではないか（継続性・将来性）

活動の継続性はあるのか、将来性のある活動かを審査します。

⑥ 地域を巻き込んだ活動か（協働）

地域の関係主体との連携、協働のもとでの活動かを審査します。

⑦ 活動は確実に実施されるか（事業遂行能力）

事務局の体制やスケジュールなどから活動実施の確実性を審査します。

（3）助成金額の査定（「ほっく一コース」のみ）

ほっく一基金選定協議会の審査により、助成金額が申込金額よりも減額で採択される場合があります。その場合は、事前に団体に活動が実施可能か連絡を取った上での採択となり、改めて採択金額による支出計画を提出いただきます。

7 助成対象経費

助成対象経費の積算にあたっては、「ほっく一コース」については別記第2号様式に下記の科目ごとに分けて記載してください。各科目間の比率は、委託費・一般管理費以外問いません。

(1) 謝金

講師や専門家に指導を依頼した場合の謝礼金等。申込団体の役職員への謝金は認められません。

(2) 旅費

飛行機・鉄道・バス・船舶などの交通費、宿泊費、高速道路通行料、自動車移動によるガソリン代など。最も経済的な通常の経路及び方法により算出してください。ガソリン代は、根拠（例：12円/km×●km）を明示してください。

(3) 備品・消耗品費

「備品」は、活動に必要な機材や器具、什器など。金額には特に制限を設けませんが、高額な備品については、購入理由や使用方法、活動期間後の取り扱いを申込書（別記第1号様式）の「2 申込活動の内容 助成金で行う活動内容」欄に明記してください。備品費は、より高額な備品の購入に対する追加費用でも構いません。「消耗品費」は、文房具、雑貨、コピー用紙などです。

（例）150万円の備品＝助成金100万円＋自己資金50万円

(4) 飲食費

昼食を挟む活動の際の弁当代や熱中症予防のための飲料代、食べることによる生物多様性保全を目的とした活動の際の食材購入費などを計上できます。一人あたりの金額が多くなりすぎないように注意してください。

(5) 印刷製本費

パンフレット、チラシ、ポスター、会議資料、報告書などのデザイン・印刷にかかる費用など。

(6) 賃借料

会場使用料、機材借上料、貸切バス、レンタカーなど。

(7) 通信運搬費

各種郵送費、託送費など。インターネットプロバイダや電話（携帯電話を含む）使用料等は対象外です。

(8) 委託費

申込団体では実施が難しく、他の事業者等へ調査や作業を発注する際に発生する費用を指します。委託費が突出していると自らの団体が行う事業と見なされない可能性がありますので、ご注意ください。

(9) 賃金

申込活動実施のために雇い入れた臨時スタッフの給与及び社会保険料、通勤費など。

(10) 雑費

振込手数料などの各種手数料、損害保険料、駐車代など上記科目に分類できない少額の支出。

(11) 一般管理費（上記以外全体に関わる費用）

団体の管理費や申込活動にかかる団体役職員の人件費などを用途とし、その金額は申込額総額の20%以下または10万円以下のいずれか少ない方を上限とする。一般管理費を積算した場合で、助成金額の減額査定が行われた際には、査定後の決定額を元に上限を設定する。また支出実績が、助成決定額に満たなかった場合も精算合計額を元に上限を設定する。

※対象にならない経費（ご不明な点はお問い合わせください）

- ・採択団体の役職員への謝金
- ・その他、申込した活動の支出として適当とは認められない経費

8 申込の手続き

助成を希望する団体は、下記の書類をご用意いただき、事務局まで郵送でお送りください（書類はすべて片面印刷でお願いいたします。）申込書等の書式は、公募要領最後に記載してあるホームページからダウンロードできます。

（1）申込書類

- ① ほっく一基金北海道生物多様性保全助成（「ほっく一コース」）申込書（別記第1号様式）
- ② ほっく一基金北海道生物多様性保全助成（「ほっく一コース」）支出予定表（別記第2号様式）

（2）添付書類

- ① 定款または規約
- ② 役員名簿
- ③ 活動報告書（年報など）
- ④ 申込団体の過去3年分の財務関連書類（決算書類など）

※設立後3年に満たない場合は、直近1～2年の決算書類を添付してください。

9 申込締切

平成30年1月31日（水） 当日消印有効

（直接の持ち込み、FAX、メールでの提出はできません。）

10 助成金の支払

原則として、活動期間内の6月末までに、ほっく一基金より直接助成金の全額を支払います。団体名義の金融機関口座（個人名などの口座は利用できません）をご用意ください。採択通知とともに振込口座内容を記載いただく書類を同封いたします。

11 報告

（1）活動進捗にかかる報告

現場での活動日、シンポジウム等の開催日等の活動予定が確定しましたら、事務局まで必ずお知らせください。

（2）活動終了に伴う報告

活動が終了しましたら、速やかに事務局まで下記の書類をご提出ください。提出期限は、活動終了日から20日以内、若しくは平成31年4月22日（月）のいずれか早い日付とします。下記以外の詳細は、~~採択通知書に同封する「報告の手引き」を参照してください。~~

① 活動報告書（別記第4号様式）

※ 本助成で行った活動を時系列順で具体的にご記入ください。写真は、様式に挿入せず、別途電子データでお送りください（報告内容や写真は、北洋銀行が発行するレポートやホームページ等で使うことがありますので、著作権や肖像権等に制限がない公開可能なものをご提出ください）。

② 精算報告書（別記第5号様式）

※ 領収書等の証憑書類の添付は不要です。

※ 精算額が助成決定金額を下回っている場合は、原則として、事務局が指定する口座に返金いただきます（振込手数料はご負担ください）。

12 助成の公表・表示

(1) 助成団体活動内容の公表

助成団体活動内容等については、北洋銀行が発行するレポート、ホームページ等で公表させていただく場合があります。

(2) 助成対象活動の明示

助成対象活動により作成した印刷物、成果物等には、本助成制度の支援を受けている旨の表示をしていただきます。例を下記に記載しますので、必ず表記してください。

(例1：イベント実施のチラシ等の場合)

『このシンポジウムは、「ほくく一基金北海道生物多様性保全助成制度」の支援を受け、実施いたします。』

(例2：パンフレット等を印刷した場合)

『このパンフレットは、「ほくく一基金北海道生物多様性保全助成制度」の支援を受け、作成しました。』

(例3：備品等へ表示)

『この●●（備品等名称）は、「ほくく一基金北海道生物多様性保全助成制度」の支援を受け購入（設置）しました。』

13 助成金の返還等

次の事例に該当すると判断した場合は、交付した助成金の一部または全額を返還していただきます。

- (1) 虚偽の申請、その他の不正な手段により助成金を受けたとき
- (2) 助成の目的に著しく反する行為が認められたとき
- (3) 止むを得ない事情により、申請した活動ができなくなったとき
- (4) 活動終了時において、助成対象経費が助成決定額に満たないとき（10 報告（2）②関係）

14 申込書提出先・お問い合わせ先

申込書の提出及びお問い合わせ等は下記までお願いいたします。

北海道生物多様性保全活動連携支援センター（HoBiCC）
（事務局）公益財団法人北海道環境財団 「ほくく一基金北海道生物多様性保全助成制度」係
Tel.011-218-7811（平日 10 時～18 時） E-MAIL：hokku@heco-spc.or.jp
ホームページ URL：http://www.heco-spc.or.jp/HoBiCC/hokku_josei/index.html
【郵送・託送先】〒060-0004 札幌市中央区北 4 条西 4 丁目 1 番地 伊藤・加藤ビル 4 階